

札幌市新型インフルエンザ対策連絡会議設置要領

(設置目的)

第1条 新型インフルエンザによる重大な健康被害が発生し、又は発生のおそれがある場合、迅速かつ的確な対策を総合的に推進するため、「札幌市新型インフルエンザ対策連絡会議（以下、「連絡会議」という。）」を設置する

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ対策の決定に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ対策の情報の収集及び管理に関すること。
- (3) その他新型インフルエンザ対策に関し必要と認めること。

(組 織)

第3条 連絡会議は、別表1に掲げる職にある委員をもって組織する。

- 2 連絡会議には会長及び副会長を置き、会長は保健福祉局健康衛生部長を、副会長は保健指導担当部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 連絡会議は必要に応じ、会長が召集する。

- 2 会長は、必要と認めるときは、連絡会議に関係職員等の出席を求めることができる。

(庶 務)

第5条 連絡会議の庶務は、保健福祉局健康衛生部地域保健課において行なう。

(委 任)

第6条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年12月19日から施行する。

別表 1

札幌市新型インフルエンザ対策連絡会議委員

所 属 組 織	役 職 名
保 健 福 祉 局	(会 長) 健 康 衛 生 部 長
	(副会長) 保 健 指 導 担 当 部 長
	総 務 部 長
	保 健 福 祉 部 長
	障 が い 福 祉 担 当 部 長
	医 療 調 整 担 当 部 長
	生 活 衛 生 担 当 部 長
	保 健 所 長
	衛 生 研 究 所 長
危 機 管 理 対 策 室	危 機 管 理 対 策 部 長
総 務 局	広 報 部 長
市民まちづくり局	地 域 振 興 部 長
子 ども 未 来 局	子 育 て 支 援 部 長
経 済 局	農 務 部 長
市 立 札 幌 病 院	呼 吸 器 科 部 長
	感 染 症 科 部 長
消 防 局	警 防 部 長
中 央 区	保 健 担 当 部 長
教 育 委 員 会	学 校 教 育 部 長

札幌市感染症対策連絡会議設置要領

(設置目的)

第1条 札幌市において発生した感染症又はその疑いのある事例に対して、発生予防、原因究明等、迅速かつ的確な対策を総合的に推進するため、「札幌市感染症対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

(対策事項)

第2条 連絡会議は、感染症に関する次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 市民及び関係団体に対する普及啓発に関すること。
- (2) 健康相談及び健康診断に関すること。
- (3) 関係施設に対する指導に関すること。
- (4) 飲料水の安全対策に関すること。
- (5) 細菌学的検査に関すること。
- (6) 健康診断、疫学調査等の防疫対策に関すること。
- (7) 医療機関に対する予防、治療方法の情報提供及び連絡調整に関すること。
- (8) 情報の収集、管理に関すること。
- (9) 食品の汚染実態調査に関すること。
- (10) 原因究明に関すること。
- (11) 二次感染防止に関すること。
- (12) その他感染症対策に関し必要と認めること。

(組 織)

第3条 連絡会議は、別表1に掲げる職にある委員をもって組織する。

- 2 連絡会議には会長及び副会長を置き、会長は保健福祉局長を、副会長は健康衛生部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹 事)

第4条 連絡会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事は、連絡会議員の協議する事務を補佐する。

(会 議)

第5条 会議は、連絡会議と幹事会とする。

- 2 連絡会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 幹事会は、会長が指名した幹事が招集する。
- 4 会長は、必要と認めるときは、連絡会議及び幹事会に臨時部員又は関係職員等の出席を求めることができる。

(庶 務)

第6条 連絡会議の庶務は、保健福祉局健康衛生部地域保健課において行なう。

(委 任)

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成8年10月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

別表 1

札幌市感染症対策連絡会議委員

所 属 組 織	役 職 名
保 健 福 祉 局	(会 長) 保 健 福 祉 局 長
	(副会長) 健 康 衛 生 部 長
	総 務 部 長
	保 健 福 祉 部 長
	障がい福祉担当部長
	保健指導担当部長
	医療調整担当部長
	生活衛生担当部長
	保 健 所 長
	医 療 担 当 部 長
	生活環境担当部長
	衛 生 研 究 所 長
総 務 局	広 報 部 長
	職 員 部 長
市民まちづくり局	地 域 振 興 部 長
	市 民 生 活 部 長
子ども未来局	子 育 て 支 援 部 長
	児童福祉総合センター所長
環 境 局	環 境 都 市 推 進 部 長
	業 務 担 当 部 長
建 設 局	処 理 担 当 部 長
市立札幌病院	小 児 科 部 長
	感 染 症 科 部 長
水 道 局	浄 水 担 当 部 長
消 防 局	警 防 部 長
区	保 健 福 祉 部 長
	保 健 担 当 部 長
教 育 委 員 会	調 整 担 当 部 長
	学 校 教 育 部 長

別表 2

札幌市感染症対策連絡会議幹事

所 属 組 織		役職名
保 健 福 祉 局	総 務 部	保 護 指 導 課 長
	保 健 福 祉 部	高 齢 施 設 課 長
	健 康 衛 生 部	障 が い 施 設 担 当 課 長
		地 域 保 健 課 長
		医 療 調 整 課 長
		生 活 環 境 課 長
	保 健 所	食 品 保 健 担 当 課 長
		動 物 管 理 セ ン タ ー 所 長
		保 健 管 理 課 長
		結 核 ・ 感 染 症 担 当 課 長
		医 務 薬 事 課 長
	衛 生 研 究 所	環 境 衛 生 課 長
		食 品 指 導 課 長
		広 域 食 品 対 策 担 当 課 長
		生 活 科 学 課 長
総 務 局	広 報 部	広 報 課 長
市民まちづくり局	地 域 振 興 部	区 政 課 長
	市 民 生 活 部	消 費 者 セ ン タ ー 所 長
子ども未来局	子 育 て 支 援 部	保 育 課 長
	児 童 福 祉 総 合 セ ン タ ー	児 童 療 育 課 長
環 境 局	環 境 都 市 推 進 部	環 境 対 策 課 長
	環 境 事 業 部	事 業 廃 棄 物 課 長
建 設 局	下 水 道 施 設 部	処 理 施 設 課 長
市立札幌病院	小 児 科	小 児 科 副 医 長
水 道 局	給 水 部	水 質 試 験 所 長
消 防 局	警 防 部	救 急 課 長
区	保 健 福 祉 部	地 域 保 健 課 長
教 育 委 員 会	総 務 部	給 食 担 当 課 長
	学 校 教 育 部	教 育 推 進 課 長

札幌市感染症対策本部設置要領

(設置目的)

第1条 札幌市において発生した感染症又はその疑いのある事例に対して、発生予防、原因究明等、迅速かつ的確な対策を総合的に推進するため、「札幌市感染症対策本部（以下「対策本部」という。）」を設置する。

(対策事項)

第2条 対策本部は、感染症に関する次の各号に掲げる感染拡大防止策等に係る施策を推進する。

- (1) 市民及び関係団体に対する普及啓発に関すること。
- (2) 健康相談及び健康診断に関すること。
- (3) 関係施設に対する指導に関すること。
- (4) 飲料水の安全対策に関すること。
- (5) 細菌学的検査に関すること。
- (6) 健康診断、疫学調査等の防疫対策に関すること。
- (7) 医療機関に対する予防、治療方法の情報提供及び連絡調整に関すること。
- (8) 情報の収集、管理に関すること。
- (9) 食品の汚染実態調査に関すること。
- (10) 原因究明に関すること。
- (11) 二次感染防止に関すること。
- (12) その他感染症対策に関し必要と認めること。

(組 織)

第3条 対策本部は、別表1に掲げる職にある部員をもって組織する。

- 2 対策本部には本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は保健福祉局長をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹 事)

第4条 対策本部に幹事を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事は、対策本部員の協議する事務を補佐する。

(会 議)

第5条 会議は、対策本部及び幹事会とする。

- 2 対策本部は、本部長が招集する。
- 3 幹事会は、本部長が指名した幹事が招集する。
- 4 本部長は、必要と認めるときは、対策本部及び幹事会に臨時部員又は関係職員等の出席を求めることができる。

(専門家会議)

第6条 本部長は、感染症による重大な健康被害を防止するため、起因病原体の感染性、感染経路等高度に専門性を有する事項について、専門家の意見を聴く必要があると認めるときは、対策本部に専門家会議を置くことができる。

2 本部長は、必要に応じ、国立感染症研究所長に、実地疫学調査に対する協力要請を行い、専門家会議への当該職員等の派遣を求めるものとする。

3 前項に規定する国立感染症研究所長への協力要請は、感染症危機管理人材養成事業における実地疫学調査に関する実施要領（平成12年国立感染症研究所）により行なうものとする。

(庶務)

第7条 対策本部の庶務は、保健福祉局健康衛生部地域保健課において行なう。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、対策本部の運営について必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

別表 1

札幌市感染症対策本部員

本 部 長	市 長
副 本 部 長	保 健 福 祉 局 長
本 部 員	札幌市医師会長
	総 務 局 長
	市民まちづくり局長
	子 ど も 未 来 局 長
	環 境 局 長
	建 設 局 長
	市 立 札 幌 病 院 長
	水 道 事 業 管 理 者
	消 防 局 長
	区 長
	教 育 長

別表 2

札幌市感染症対策本部幹事

所 属 組 織	役 職 名
札幌市医師会	札幌市医師会事務局長
総務局	広報部長
	職員部長
市民まちづくり局	地域振興部長
	市民生活部長
保健福祉局	総務部長
	保健福祉部長
	健康衛生部長
	保健指導担当部長
	医療調整担当部長
	生活衛生担当部長
	保健所長
	医療担当部長
	生活環境担当部長
	衛生研究所長
子ども未来局	子育て支援部長
	児童福祉総合センター所長
環境局	環境都市推進部長
	業務担当部長
建設局	処理担当部長
市立札幌病院	小児科部長
	感染症科部長
水道局	浄水担当部長
消防局	警防部長
区	保健福祉部長
	保健担当部長
教育委員会	保健調整担当部長
	調学
	校教
	育部
	長